



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 12 月 14 日（水曜日）号外 第 56 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 44,400 円

目 次

条 例

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	頁
例	1

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第41号）

1 改正の理由及び主な内容

令和 4 年の人事委員会勧告等を踏まえ、令和 4 年 4 月の公民較差に基づく県職員の給与改定等を行うとともに、職員の定年を引き上げることに伴う職員の給与の取扱い等について定めるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第41号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤勉手当）</p> <p>第 8 条の 4 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の92.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の 112.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>（2） [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第 8 条の 4 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の97.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の 117.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>（2） [略]</p> <p>3～5 [略]</p>

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 1 行政職給料表 (第 3 条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		

	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
再任用 職員以 外の職 員	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600	381,500				
	95		295,200	343,100	381,900				
	96		295,600	343,500	382,300				
	97		295,800	343,700	382,600				
	98		296,100	344,100	383,100				
	99		296,500	344,500	383,500				
	100		296,900	344,800	383,900				

	101		297,100	345,100	384,200					
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第 2 項に規定する職員を除く。

別表第2 公安職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	

	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300	
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600	
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
再任用	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
職員以	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
外の職	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
員	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
	79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
	80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
	81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
	82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
	83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
	94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100			
	95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500			
	96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900			
	97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200			
	98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600			
	99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000			
	100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400			

	101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700				
	102	309,900	334,300	360,600	388,100					
	103	311,000	335,400	361,700	388,700					
	104	312,000	336,600	362,900	389,200					
	105	312,800	337,700	364,100	389,500					
	106	313,400	338,800	364,600	389,900					
	107	314,000	339,800	365,200	390,400					
	108	314,700	340,900	365,800	390,700					
	109	315,200	342,100	366,400	391,000					
	110	315,700	343,100	366,900	391,500					
	111	316,200	344,100	367,400	392,000					
	112	316,800	345,000	367,900	392,500					
	113	317,600	345,900	368,300	392,800					
	114	318,300	346,800	368,700	393,300					
	115	319,000	347,800	369,300	393,800					
	116	319,700	348,800	369,800	394,300					
	117	320,300	349,800	370,200	394,600					
	118	321,100	350,300	370,700	395,100					
	119	321,800	350,900	371,300	395,600					
	120	322,600	351,500	371,800	396,100					
	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400	398,800					
	127		354,400	374,900	399,200					
	128		354,800	375,400	399,700					
	129		355,200	375,700	400,100					
	130		355,600	376,200	400,600					
	131		356,000	376,700	401,000					
	132		356,400	377,200	401,500					
	133		356,600	377,500	401,900					
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 3 教育職給料表 (第 3 条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	
	41	236,800	290,600	352,400	404,800	
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	
	44	241,700	296,900	358,500	409,000	
	45	242,900	298,900	360,300	410,600	
	46	244,200	301,300	362,300	411,900	
	47	245,500	303,500	364,200	413,400	
	48	246,600	306,100	366,200	415,000	

	49	247,900	308,300	367,800	416,700
	50	249,300	310,700	369,600	418,100
	51	250,500	313,000	371,500	419,700
	52	251,900	315,200	373,500	421,200
	53	253,000	317,300	375,300	422,900
	54	254,200	319,100	377,100	424,400
	55	255,500	320,700	378,900	426,000
	56	256,500	322,300	380,600	427,600
	57	257,800	324,200	382,100	429,100
	58	258,500	326,300	383,700	430,600
	59	259,600	328,400	385,400	431,800
	60	260,600	330,400	387,100	433,000
	61	261,700	332,500	388,300	434,200
	62	262,600	334,600	389,700	435,500
	63	263,700	336,800	391,100	436,800
	64	264,500	339,000	392,400	438,000
	65	265,800	340,700	393,800	439,200
	66	267,200	342,900	395,000	440,400
	67	268,600	344,900	396,400	441,600
	68	270,200	347,100	397,800	442,800
	69	271,500	348,900	399,100	444,000
	70	272,800	350,800	400,400	445,200
	71	274,100	352,800	401,800	446,400
	72	275,400	354,800	403,100	447,600
再任用	73	276,400	356,400	404,400	448,700
職員以	74	277,600	358,300	405,800	449,300
外の職	75	278,900	360,100	407,200	449,800
員	76	279,900	362,000	408,500	450,300
	77	280,800	363,800	409,700	450,800
	78	281,800	365,500	410,900	
	79	282,800	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	
	89	293,900	381,200	424,000	
	90	295,000	382,500	425,000	
	91	296,200	383,700	426,000	
	92	297,400	385,000	427,000	
	93	297,900	386,300	427,900	
	94	298,900	387,400	428,700	
	95	300,000	388,700	429,500	
	96	301,200	389,900	430,300	
	97	302,200	391,300	431,100	
	98	303,300	392,300	431,500	
	99	304,300	393,400	431,900	
	100	305,400	394,400	432,300	

101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	
137	324,500	414,200	
138	324,700	414,500	
139	325,000	414,800	
140	325,300	415,000	
141	325,500	415,200	
142	325,700	415,500	
143	326,000	415,800	
144	326,200	416,000	
145	326,500	416,200	
146	326,700		
147	327,000		
148	327,300		
149	327,500		
150	327,700		
151	328,000		
152	328,300		

	153	328,500				
	154	328,700				
	155	329,000				
	156	329,300				
	157	329,500				
	158	329,700				
	159	330,000				
	160	330,300				
	161	330,500				
	162	330,700				
	163	331,000				
	164	331,300				
	165	331,500				
	166	331,700				
	167	332,000				
	168	332,300				
	169	332,500				
	170	332,700				
	171	333,000				
	172	333,300				
	173	333,500				
再任用 職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 4 研究職給料表 (第 3 条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200

	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
再任用	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
職員以	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
外の職	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
員	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	264,500	318,600	388,600		
	75	265,700	319,700	389,200		
	76	266,700	320,800	389,900		
	77	267,700	321,900	390,600		
	78	268,800	322,900	391,200		
	79	270,000	323,800	391,800		
	80	270,900	324,700	392,400		
	81	272,100	325,800	393,000		
	82	273,300	326,600	393,600		
	83	274,500	327,300	394,200		
	84	275,500	328,100	394,800		
	85	276,600	328,600	395,300		
	86	277,600	329,100	395,800		
	87	278,700	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900	397,900		
	91	282,700	331,400	398,400		
	92	283,900	331,900	399,100		
	93	284,800	332,200	399,500		
	94	285,800	332,600	400,000		
	95	286,800	333,100	400,500		
	96	287,800	333,600	401,200		
	97	288,100	334,100	401,600		
	98	289,000	334,600	402,100		
	99	289,700	335,100	402,600		
	100	290,600	335,600	403,300		

	101	291,500	336,100	403,700		
	102	292,200	336,600	404,200		
	103	292,900	337,100	404,700		
	104	293,600	337,600	405,400		
	105	294,300	338,100	405,800		
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用 職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5 医療職給料表 (第 3 条関係)

ア 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500

	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
再任用 職員以 外の職 員	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		

	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200

	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
再任用	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
職員以	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
外の職	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
員	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300	387,900		
	87		289,700	325,600	346,600	388,300		
	88		289,900	326,000	346,900	388,700		
	89		290,300	326,400	347,300	389,100		
	90		290,500	326,800	347,600	389,600		
	91		290,700	327,200	348,000	390,000		
	92		290,900	327,600	348,300	390,400		
	93		291,300	327,900	348,700	390,800		
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			

	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000

	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
再任用	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
職員以	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
外の職	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
員	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700		
	100	286,700	318,600	351,400	369,200		

101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		
151	305,000	336,900		
152	305,300	337,300		

	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、非常勤の職にある職員(法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下同じ。)及び附則第 2 項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 再任用職員の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>6 再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和 28 年宮崎県条例第 43 号。以下「勤務時間等条例」という。)第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第 3 条の 2 [略]</p> <p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4～8 [略]</p> <p>9 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が、復職し又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し又は再び勤務するに至った日以後において人事委員会規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第 5 条の 9 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメ</p>	<p>(給料)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、非常勤の職にある職員(法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下同じ。)及び附則第 2 項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和 28 年宮崎県条例第 43 号。以下「勤務時間等条例」という。)第 2 条第 3 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第 3 条の 2 [略]</p> <p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前 1 年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4～8 [略]</p> <p>9 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が、復職し又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し又は再び勤務するに至った日以後において人事委員会規則の定めるところにより、当該職員の号給を調整することができる。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第 5 条の 9 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第 3 項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第 3 項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離</p>

ートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万 5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万 5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万 5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万 5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万 5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万 5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特急列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（特急列車等を利用しなければ人事委員会規則で定める基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、3分の2に相当する額）。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特急列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額の

が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万 5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万 5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万 5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万 5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万 5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万 5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「特急列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（特急列車等を利用しなければ人事委員会規則で定める基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、4分の3に相当する額）。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1 箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額」という。）が3万円を超えるときは、支給単位期間につき、3万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の特急列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等

合計額が2万円を超えるときは、その者の特急列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) [略]

4～6 [略]

(定時制通信教育手当)

第6条の3 高等学校で定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)、副校長(本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。)及び教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。))及び実習助手(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令(昭和29年政令第312号)に定める者に限る。)に限る。)には、その者の給料月額に100分の6(管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において人事委員会規則で定める割合)を乗じて得た額を定時制通信教育手当として支給する。ただし、当該教員(管理職手当を受ける者を除く。)のうち、夜間定時制の課程に勤務することを本務としないものにあつては、その額は、その者の給料月額に100分の3を乗じて得た額とする。

2 [略]

(産業教育手当)

第6条の4 農業、水産又は工業に関する課程を置く県立の高等学校の教員(副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。))をいう。)で、高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担当する主幹教諭、指導教諭又は教諭の職にあることができる者を含む。)が、当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する場合には、その者に対し、その者の給料月額に100分の5(定時制通信教育手当を受ける者にあつては、100分の3)を乗じて得た額を産業教育手当として支給する。

2 前項に規定する県立の高等学校の実習助手(産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令(昭和33年政令第315号)に定める者に限る。)であつて人事委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

3 [略]

(時間外勤務手当)

第6条の7 勤務時間等条例第2条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条の8に規定する勤務1時間当たりの給与額

2分の1等相当額の合計額が3万円を超えるときは、当該職員の特急列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) [略]

4～6 [略]

(定時制通信教育手当)

第6条の3 高等学校で定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)、副校長(本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。)及び教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び定年前再任用短時間勤務職員に限る。))及び実習助手(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令(昭和29年政令第312号)に定める者に限る。)に限る。)には、当該職員の給料月額に100分の6(管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において人事委員会規則で定める割合)を乗じて得た額を定時制通信教育手当として支給する。ただし、当該教員(管理職手当を受ける者を除く。)のうち、夜間定時制の課程に勤務することを本務としないものにあつては、その額は、当該教員の給料月額に100分の3を乗じて得た額とする。

2 [略]

(産業教育手当)

第6条の4 農業、水産又は工業に関する課程を置く県立の高等学校の教員(副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師(常時勤務の者及び定年前再任用短時間勤務職員に限る。))をいう。)で、高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担当する主幹教諭、指導教諭又は教諭の職にあることができる者を含む。)が、当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する場合には、当該職員に対し、当該職員の給料月額に100分の5(定時制通信教育手当を受ける者にあつては、100分の3)を乗じて得た額を産業教育手当として支給する。

2 前項に規定する県立の高等学校の実習助手(産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令(昭和33年政令第315号)に定める者に限る。)であつて人事委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、当該職員に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

3 [略]

(時間外勤務手当)

第6条の7 勤務時間等条例第2条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条の8に規定する勤務1時間当たりの給与額

に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100分の 125から 100分の 150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に 100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100分の 125から 100分の 150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の 100」とする。

3 [略]

4 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第2条第5項、第7項及び第8項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間と第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（同項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、勤務1時間につき、第8条の8に規定する勤務1時間当たりの給与額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の 150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の 175）

(2) [略]

5 勤務時間等条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第8条の8に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の 150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の 175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に 100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) [略]

6 [略]

(期末手当)

第8条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の 125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4において「特定管理職員」という。）にあっては 100分の 105）を乗じて得た額

に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100分の 125から 100分の 150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に 100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100分の 125から 100分の 150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の 100」とする。

3 [略]

4 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第2条第5項、第7項及び第8項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間と第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（同項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、勤務1時間につき、第8条の8に規定する勤務1時間当たりの給与額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の 150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の 175）

(2) [略]

5 勤務時間等条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第8条の8に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の 150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の 175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に 100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) [略]

6 [略]

(期末手当)

第8条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の 125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあっては 100分の 105）を乗じて

に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第8条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第8条の11 [略]

2 第5条の2から第5条の4まで、第5条の6、第5条の8、第6条の2及び第6条の2の2の規定は、再任用職員には適用しない。

(給与の口座振込み)

第9条の4 任命権者は、職員の申出があるときは、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法により支払うことができる

附 則

2 未帰還職員の給与の取扱いについては、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、その者が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

4 この条例施行の際従前の規定に基いてなされた給与に関する決定その他の手続は、この条例の規定に基いてなされたものとみなす。

16 [略]

得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第8条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第8条の11 [略]

2 第3条の2、第5条の2から第5条の4まで、第5条の6、第5条の8、第6条の2及び第6条の2の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(給与の口座振込み)

第9条の4 任命権者は、職員の申出があるときは、当該職員に対する給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法により支払うことができる。

附 則

2 未帰還職員の給与の取扱いについては、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、当該未帰還職員が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

4 この条例施行の際従前の規定に基づいて行われた給与に関する決定その他の手続は、この条例の規定に基づいて行われたものとみなす。

16 [略]

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第42号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号。次項第2号において「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員については、63

歳)に達した日後における最初の4月1日(附則第19項及び第21項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第3条の2第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項及び附則第21項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第4項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第4項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

21 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 附則第20項の規定は、前項の規定の適用について準用する。こ

の場合において、附則第20項中「前項」とあるのは「第21項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第19項及び第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第19項、第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、第19項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第19項、第21項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第6条の3第1項、第6条の4第1項、第6条の5第2項及び第8条第5項（第8条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第19項、第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。

26 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第2再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第3再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第4再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第 5 ア再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

別表第 5 イ再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額						
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

別表第 5 ウ再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額					
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年宮崎県条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>375,000円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「職員給与条例」という。) 第 3 条、第 3 条の 2、第 4 条から第 5 条の 4 まで、第 5 条の 8、第 6 条の 3、第 6 条の 4、第 8 条の 4 及び第 8 条の 6 の規定並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例 (昭和32年宮崎県条例第26号。次項において「市町村立学校職員給与条例」という。) 第 3 条 (第 8 項を除く。) から第 3 条の 3 まで及び第 5 条の 3 の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 [略]</p>	号給	給料月額	1	<u>375,000円</u>	[略]		<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>376,000円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「職員給与条例」という。) 第 3 条、第 3 条の 2、第 4 条から第 5 条の 4 まで、第 5 条の 8、第 6 条の 3、第 6 条の 4、第 8 条の 4 及び第 8 条の 6 の規定並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例 (昭和32年宮崎県条例第26号。次項において「市町村立学校職員給与条例」という。) 第 3 条 (第 7 項を除く。) から第 3 条の 3 まで及び第 5 条の 3 の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 [略]</p>	号給	給料月額	1	<u>376,000円</u>	[略]	
号給	給料月額												
1	<u>375,000円</u>												
[略]													
号給	給料月額												
1	<u>376,000円</u>												
[略]													

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (昭和31年宮崎県条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 企業職員 (非常勤の職にある者 (地方公務員法 (昭和25年法律第 261号) 第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)) を除く。以下「職員」という。) の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(期末手当)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 企業職員 (非常勤の職にある者 (地方公務員法 (昭和25年法律第 261号) 第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)) を除く。以下「職員」という。) の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(期末手当)</p>

<p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の期末手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) [略]</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第15条の7 第4条、第4条の2、第4条の5、第6条の2及び第13条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の期末手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) [略]</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第15条の7 第4条、第4条の2、第4条の5、第6条の2及び第13条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>2 [略]</p>																												
<p>(附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p>																													
<p>第5条 附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年宮崎県条例第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(重複支給の排除)</td> <td>(重複支給の排除)</td> </tr> <tr> <td>第4条 常勤の職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下この条において「常勤職員等」という。)が委員等の職を兼ねるときは、常勤職員等として受ける旅費相当の費用を弁償するものとし、報酬は支給しない。</td> <td>第4条 常勤の職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下この条において「常勤職員等」という。)が委員等の職を兼ねるときは、常勤職員等として受ける旅費相当の費用を弁償するものとし、報酬は支給しない。</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	(重複支給の排除)	(重複支給の排除)	第4条 常勤の職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下この条において「常勤職員等」という。)が委員等の職を兼ねるときは、常勤職員等として受ける旅費相当の費用を弁償するものとし、報酬は支給しない。	第4条 常勤の職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下この条において「常勤職員等」という。)が委員等の職を兼ねるときは、常勤職員等として受ける旅費相当の費用を弁償するものとし、報酬は支給しない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(この条例の趣旨)</td> <td>(この条例の趣旨)</td> </tr> <tr> <td>第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。</td> <td>第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	(この条例の趣旨)	(この条例の趣旨)	第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。	第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。																
改正前	改正後																												
(重複支給の排除)	(重複支給の排除)																												
第4条 常勤の職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下この条において「常勤職員等」という。)が委員等の職を兼ねるときは、常勤職員等として受ける旅費相当の費用を弁償するものとし、報酬は支給しない。	第4条 常勤の職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下この条において「常勤職員等」という。)が委員等の職を兼ねるときは、常勤職員等として受ける旅費相当の費用を弁償するものとし、報酬は支給しない。																												
改正前	改正後																												
(この条例の趣旨)	(この条例の趣旨)																												
第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。	第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。																												
<p>(専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p>																													
<p>第6条 専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年宮崎県条例第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(この条例の趣旨)</td> <td>(この条例の趣旨)</td> </tr> <tr> <td>第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。</td> <td>第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	(この条例の趣旨)	(この条例の趣旨)	第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。	第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(給与の種類)</td> <td>(給与の種類)</td> </tr> <tr> <td>第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</td> <td>第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	(給与の種類)	(給与の種類)	第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。	第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。																
改正前	改正後																												
(この条例の趣旨)	(この条例の趣旨)																												
第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。	第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。																												
改正前	改正後																												
(給与の種類)	(給与の種類)																												
第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。	第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。																												
<p>(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p>																													
<p>第7条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年宮崎県条例第28号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(給与の種類)</td> <td>(給与の種類)</td> </tr> <tr> <td>第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</td> <td>第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> <td>2 [略]</td> </tr> <tr> <td>(特定の職員についての適用除外)</td> <td>(特定の職員についての適用除外)</td> </tr> <tr> <td>第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></td> <td>第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> <td>2 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	(給与の種類)	(給与の種類)	第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。	第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。	2 [略]	2 [略]	(特定の職員についての適用除外)	(特定の職員についての適用除外)	第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、 <u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、 <u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	2 [略]	2 [略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(給与の種類)</td> <td>(給与の種類)</td> </tr> <tr> <td>第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</td> <td>第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> <td>2 [略]</td> </tr> <tr> <td>(特定の職員についての適用除外)</td> <td>(特定の職員についての適用除外)</td> </tr> <tr> <td>第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></td> <td>第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> <td>2 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	(給与の種類)	(給与の種類)	第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。	第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。	2 [略]	2 [略]	(特定の職員についての適用除外)	(特定の職員についての適用除外)	第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、 <u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、 <u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	2 [略]	2 [略]
改正前	改正後																												
(給与の種類)	(給与の種類)																												
第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。	第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。																												
2 [略]	2 [略]																												
(特定の職員についての適用除外)	(特定の職員についての適用除外)																												
第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、 <u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、 <u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>																												
2 [略]	2 [略]																												
改正前	改正後																												
(給与の種類)	(給与の種類)																												
第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。	第2条 単純労務職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。																												
2 [略]	2 [略]																												
(特定の職員についての適用除外)	(特定の職員についての適用除外)																												
第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、 <u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	第14条の5 第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、 <u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u>																												
2 [略]	2 [略]																												
<p>(病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)</p>																													
<p>第8条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号)の一部を次のように改正する。</p>																													

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 病院事業職員（非常勤の職にある者（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 28 条の 5 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）を除く。以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 18 条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 管理者が定めるところにより、期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの又は懲戒免職の処分を受けたもの（特定の職員についての適用除外等）</p> <p>第 26 条 [略]</p> <p>2 第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 21 条の規定は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は<u>第 28 条の 5 第 1 項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 病院事業職員（非常勤の職にある者（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 22 条の 4 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）を除く。以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 18 条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 管理者が定めるところにより、期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの又は懲戒免職の処分を受けたもの（特定の職員についての適用除外等）</p> <p>第 26 条 [略]</p> <p>2 第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 21 条の規定は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>3～5 [略]</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 3 条の規定並びに次項から附則第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第 4 項において「改正後の職員給与条例」という。）及び第 3 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の職員給与条例第 8 条の 4 の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和 4 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第 3 条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

- 5 第 2 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第 17 項から第 26 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 6 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額、当該暫定再任用職員が新条例第 3 条第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 4 項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 7 改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定

- 年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第5条の9第2項第2号、第6条の3第1項、第6条の4第1項及び第6条の7第2項の規定を適用する。
- 9 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第8条第3項及び第8条の4第2項第2号の規定を適用する。
- 10 新条例第3条の2、第5条の2から第5条の4まで、第5条の6、第5条の8、第6条の2及び第6条の2の2の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 11 附則第6項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 12 暫定再任用短時間勤務職員で、公営企業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第47号）第1条の公営企業の業務に従事するものは、第4条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「改正後の企業職員給与条例」という。）第2条第1項の企業職員（以下「企業職員」という。）とみなす。
- 13 企業職員である暫定再任用職員又は前項の規定により企業職員とみなされる暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の企業職員給与条例第15条の7第1項の規定を適用する。
- 14 暫定再任用短時間勤務職員で、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）第1条第1項の病院事業の業務に従事するものは、第8条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「改正後の病院事業職員給与条例」という。）第2条第1項の病院事業職員（以下「病院事業職員」という。）とみなす。
- 15 病院事業職員である暫定再任用職員又は前項の規定により病院事業職員とみなされる暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の病院事業職員給与条例第26条第2項の規定を適用する。

